# 【市街地における通学路の交通安全プログラムに基づく交通安全施設整備】

#### (1) 事業の目的

平成24年度に実施した通学路緊急合同点検を踏まえ、平成26年度に策定された交通安全プログラムに基づき決定した通学路危険箇所において、通学路の安全対策が必要とされた箇所の整備を推進し、交通事故のない安全で安心した豊かな生活を送れる社会の実現を目指す。

## (2) 指標:通学路危険箇所における歩道計画延長に対する整備状況から算出した危険箇所解消率

(危険箇所解消率) = (歩道整備実施延長) / (危険箇所通学路計画延長) ×100

※危険箇所通学路計画延長は、整備計画内の要素事業の計画延長の総和

#### 指標の達成状況

危険箇所解消率の最終実績値は49.7%であり、目標(44.0%)を達成することが出来、対策の 実施により、安全で快適な通学路の確保に貢献している。

計画の成果目標	定量的指標			
	H28当初	R2末最終目標	最終実績	達成率
危険箇所解消率	0.0% ( 0.0m / 3,299m )	44.0% ( 1,452m / 3,299m )	49.7% ( 1,639m / 3,299m )	100%

[歩道整備実施延長/危険箇所通学路計画延長](単位:m)

### (3) 指標に関連する実施事例 94-A2 (都) 山梨中央通り線(袋井市上山梨)





自転車歩行者道の整備により児童の安全な歩行空間を確保

### (4) 定量指標以外の効果発現状況

- ・道路新設による線形の見直しや右折レーンの整備により、通行の安全性向上や交通渋滞の緩和による交通の円滑化が図られている。
- ・都市計画道路(幹線街路)と土地区画整理事業を組み合わせた整備を行い、良好な市街地の形成が図られている。
- ・道路幅員の拡大により、震災時の通行空間の確保や火災時の延焼防止等、防災機能の向上が図られている。

#### (5) 今後の方針と目標達成見込み

引き続き、関係市町と連携し、通学路の危険箇所を含む幹線街路の整備を進め歩行者等の安全を確保していく。

残る事業箇所についても、新たな整備計画にて事業を継続し、早期完了を目指す。